

○ 九州大谷短期大学仏教学科同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、九州大谷短期大学(以下「本学」という。)仏教学科同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携と親睦を深め、本学と会員との関係を密接にし、本学の発展に寄与することを目的とする。

(本部)

第3条 本会は、本部を九州大谷短期大学同窓会事務局内に置く。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携と親睦をはかるための事業
- (2) 本学および本学仏教学科の発展を助けるための事業
- (3) 講演会、研修会その他の事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(支部)

第5条 本会は、支部を置くことができる。

2 支部は独自に前条に準じる事業を行うことができる。

- (1) 支部長は本会理事を兼任する。

(会員)

第6条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 本学仏教学科の卒業生
- (2) 準会員 本学仏教学科の在籍者
- (3) 特別会員 前2号以外の本学勤務の教職員並びに旧教職員

(会費)

第7条 会費は別に定める。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名以内
- (4) 理事 5名以上
- (5) 監事 2名

(名誉会長)

第9条 名誉会長は、本学学長とする。

(役員を選出方法)

第10条 会長及び副会長は、理事会の推薦に基づき、総会の議を経て決定する。

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。

3 会長、副会長、理事は、理事会に参加し会務を審議処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。また、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

会長、副会長、理事及び監事 3年

(役員の仕事)

第13条 役員が、病気その他の事故により、職務の遂行を全うできないときは、補欠の役員を選出する。

2 前項の役員は、理事会により選任し、次回の総会で追認する。

3 1項の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第14条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第15条 通常総会は、本会の最高議決機関とし、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに、開催することができる。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

(総会議長)

第17条 総会の議長は、出席者の互選によって決定する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会議案)

第19条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 会則の変更

(2) 年度事業計画及び収支予算

(3) 年度事業報告及び収支決算

(4) その他理事会において必要と認める重要事項

(理事会)

第20条 理事会は、本会の執行機関とし、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 前項の理事会は、必要に応じ会長が招集し、議長は、会長が当たる。

3 理事会の開催には半数以上の役員の出席を必要とし、議決は出席者の過半数で行う。

4 理事は委任状により議決に加わることができる。

(理事会議案)

第21条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他会務の執行に関する重要事項

(会計)

第22条 本会の会務にかかる経費は、次の収入を充てる。

(1) 会費

(2) 本学同窓会補助金

(3) 賛助金

(4) その他の収入

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第24条 本会の事務を、円滑且つ迅速に処理するために、第3条の本部に事務局を置く。

2 前項の事務局に『事務局長』1名及び『幹事』若干名を置く。

3 当該事務局長には、本学の事務局長を、幹事は本学職員の中から、会長が委嘱する。

附 則

1 この会則は、2008年9月10日制定・施行する。

2 2015年6月27日 一部改正